

○ 農家負担金軽減支援対策事業実施要領（平成23年4月1日付け22農振第2305号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第2 事業の内容 要綱第3の1に定める各事業の実施の取扱いについては、別紙1から別紙7までに定めるものとする。 第3 助成 要綱第22の助成の対象となる経費は、次に掲げるものとする。 1 利子補給金等 （1）（略） （2）要綱第3の1の（2）、（4）、（5）、<u>（6）及び（7）</u>の事業に係る助成金 （3）（略） 2 （略） 別紙1（土地改良負担金償還平準化事業に係る運用） 第7 その他 1 （略） 2 要綱第21に基づく平準化事業の実績の報告については、別記様式第2号によるものとする。 別紙2（担い手育成支援事業に係る運用） 第11 都道府県の指導等	第2 事業の内容 要綱第3の1に定める各事業の実施の取扱いについては、別紙1から別紙6までに定めるものとする。 第3 助成 要綱第20の助成の対象となる経費は、次に掲げるものとする。 1 利子補給金等 （1）（略） （2）要綱第3の1の（2）、（4）、（5）<u>及び（6）</u>の事業に係る助成金 （3）（略） 2 （略） 別紙1（土地改良負担金償還平準化事業に係る運用） 第7 その他 1 （略） 2 要綱第19に基づく平準化事業の実績の報告については、別記様式第2号によるものとする。 別紙2（担い手育成支援事業に係る運用） 第11 都道府県の指導等

要綱第20の2の(1)に基づき、都道府県が行う土地改良区等への指導は、以下のものとする。

1～3 (略)

第12 育成支援事業の推進体制

土地改良区は、育成支援事業を実施するに当たり、当該土地改良区等を中心とし、農業委員会、普及指導センター、農業協同組合、市町村等のメンバーで構成する育成支援事業推進のための協議会を組織し、当該育成支援事業の円滑な推進に努めるものとする。

第13 その他

要綱第21に基づく育成支援事業の実績の報告については、別記様式第2号によるものとする。

別紙3 (水田・畑作経営所得安定対策等支援事業に係る運用)

第4 事業地区の要件

要綱第3の1の(3)の農村振興局長が定める要件は、経営所得安定対策等支援計画で定める目標年度までに、次に掲げる要件のいずれかを満たすことが確実と見込まれること。

(1) 担い手農地利用集積率が、次の①から⑤までのとおり増加すること。

- ① 対象事業の採択時における担い手農地利用集積率が80パーセント未満のときは、10ポイント以上増加すること。ただし、担い手農地利用集積率が10ポイント以上増加する場合にあって

要綱第18の2の(1)に基づき、都道府県が行う土地改良区等への指導は、以下のものとする。

1～3 (略)

第12 育成支援事業の推進体制

土地改良区は、育成支援事業を実施するに当たり、当該土地改良区等を中心とし、農業委員会、地域農業改良普及センター、農業協同組合、市町村等のメンバーで構成する育成支援事業推進のための協議会を組織し、当該育成支援事業の円滑な推進に努めるものとする。

第13 その他

要綱第19に基づく育成支援事業の実績の報告については、別記様式第2号によるものとする。

別紙3 (水田・畑作経営所得安定対策等支援事業に係る運用)

第4 事業地区の要件

要綱第3の1の(3)の農村振興局長が定める要件は、経営所得安定対策等支援計画で定める目標年度までに、次に掲げる要件のいずれかを満たすことが確実と見込まれること。

(1) 担い手農地利用集積率が、次の①から⑤までのとおり増加すること。

- ① 事業の採択時における担い手農地利用集積率が80パーセント未満のときは、10ポイント以上増加すること。ただし、担い手農地利用集積率が10ポイント以上増加する場合にあって、目

も、目標年度における担い手農地利用集積率が60パーセント未満となる場合には採択しない。

なお、目標年度における担い手農地利用集積率が8割以上となり、かつ、5ポイント以上増加する場合及び、受益面積3,000ヘクタール以上の地区で、目標年度における担い手農地集積率が50パーセント以上となり、かつ、5ポイント以上増加する場合においては、この限りではない。

- ② 対象事業の採択時における担い手農地利用集積率が80パーセント以上90パーセント未満であるときは、5ポイント以上増加すること。
- ③ 対象事業の採択時における担い手農地利用集積率が90パーセント以上95パーセント未満のときは、95パーセント以上となること。
- ④ 対象事業の採択時における担い手農地利用集積率が95パーセント以上のときは、事業の実施により担い手への利用集積が見込まれること。
- ⑤ 対象事業の採択時における担い手農地利用集積率が100パーセントのときは、これを維持すること。

(2)・(3) (略)

第7 都道府県の指導等

要綱第20の2の(1)に基づき、都道府県は土地改良区又は市町村に対し次に掲げる指導を行うものとする。

- 1 (略)
- 2 土地改良区等への農用地の利用集積等に関する助言及び指導

目標年度における担い手農地利用集積率が60パーセント未満となる場合には採択しない。

なお、目標年度における担い手農地利用集積率が8割以上となり、かつ、5ポイント以上増加する場合及び、受益面積3,000ヘクタール以上の地区で、目標年度における担い手農地集積率が50パーセント以上となり、かつ、5ポイント以上増加する場合においては、この限りではない。

- ② 事業の採択時における担い手農地利用集積率が80パーセント以上90パーセント未満であるときは、5ポイント以上増加すること。
- ③ 事業の採択時における担い手農地利用集積率が90パーセント以上95パーセント未満のときは、95パーセント以上となること。
- ④ 事業の採択時における担い手農地利用集積率が95パーセント以上のときは、事業の実施により担い手への利用集積が見込まれること。
- ⑤ 事業の採択時における担い手農地利用集積率が100パーセントのときは、これを維持すること。

(2)・(3) (略)

第7 都道府県の指導等

要綱第18の2の(1)に基づき、都道府県は土地改良区又は市町村に対し次に掲げる指導を行うものとする。

- 1 (略)
- 2 土地改良区等への農用地の利用集積に関する助言及び指導

第8 経営所得安定対策等支援事業の推進体制

土地改良区又は市町村は、経営所得安定対策等支援事業を実施するに当たり、当該土地改良区等を中心とし、農業委員会、普及指導センター、農業協同組合、市町村等のメンバーで構成する経営所得安定対策等支援事業推進のための協議会を組織し、当該経営所得安定対策等支援事業の円滑な推進に努めるものとする。

第9 その他

要綱第21に基づく経営所得安定対策等支援事業の実績の報告については、別記様式第2号によるものとする。

別紙4（災害被災地域土地改良負担金償還助成事業に係る運用）

第6 その他

要綱第21に基づく災害償還助成事業の実績の報告については、別記様式第2号によるものとする。

別紙5（経営安定対策基盤整備緊急支援事業に係る運用）

第9 本事業の推進体制

土地改良区等は、本事業を実施するに当たり、当該土地改良区等を中心とし、農業委員会、普及指導センター、農業協同組合、市町村等のメンバーで構成する本事業推進のための協議会を組織し、本事業の円滑な推進に努めるものとする。

第10 その他

第8 経営所得安定対策等支援事業の推進体制

土地改良区又は市町村は、経営所得安定対策等支援事業を実施するに当たり、当該土地改良区等を中心とし、農業委員会、地域農業改良普及センター、農業協同組合、市町村等のメンバーで構成する経営所得安定対策等支援事業推進のための協議会を組織し、当該経営所得安定対策等支援事業の円滑な推進に努めるものとする。

第9 その他

要綱第19に基づく経営所得安定対策等支援事業の実績の報告については、別記様式第2号によるものとする。

別紙4（災害被災地域土地改良負担金償還助成事業に係る運用）

第6 その他

要綱第19に基づく災害償還助成事業の実績の報告については、別記様式第2号によるものとする。

別紙5（経営安定対策基盤整備緊急支援事業に係る運用）

第9 本事業の推進体制

土地改良区等は、本事業を実施するに当たり、当該土地改良区等を中心とし、農業委員会、地域農業改良普及センター、農業協同組合、市町村等のメンバーで構成する本事業推進のための協議会を組織し、本事業の円滑な推進に努めるものとする。

第10 その他

要綱第21に基づく緊急支援事業の実績の報告については、別記様式第3号によるものとする。

別紙6（農地有効利用推進支援事業に係る運用）

第1 本事業の対象となる助成団体、地区

- 1 （略）
- 2 本事業で利子助成を行う対象となる地区は、農地耕作条件改善事業（以下「対象事業」という。）を実施している地区で、担い手への農地利用集積が目標年度（対象事業完了予定年度の3年後までのいずれかの年度とすることを原則とし、対象事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。）において、次のとおり増加することが確実に見込まれる地区とする。

（1）対象事業の採択時における担い手農地利用集積率が80パーセント未満のときは、80パーセント以上となること。

（2）対象事業の採択時における担い手農地利用集積率が80パーセント以上のときは、事業の実施により担い手への利用集積が見込まれること。

（3）対象事業の採択時における担い手農地利用集積率が100パーセントのときは、これを維持すること。

第2 農地利用推進計画

- 1 （略）
- 2 農地利用推進計画の申請
 - （1）助成団体は、農地利用推進計画事業費助成型の認定を申請するに当たっては、地域内の受益者の同意を得るものとする。

要綱第19に基づく緊急支援事業の実績の報告については、別記様式第3号によるものとする。

別紙6（農地有効利用推進支援事業に係る運用）

第1 本事業の対象となる助成団体、地区

- 1 （略）
- 2 本事業で利子助成を行う対象となる地区は、農地耕作条件改善事業（以下「対象事業」という。）を実施している地区で、担い手への農地利用集積が目標年度（対象事業完了予定年度の3年後までのいずれかの年度とすることを原則とし、対象事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。）において、事業実施地域内農用地のおおむね8割以上となる地区とする。

（新設）

（新設）

（新設）

第2 農地利用推進計画

- 1 （略）
- 2 農地利用推進計画の申請
 - （1）農地利用推進計画事業費助成型の認定を申請するに当たっては、地域内の受益者の合意を得るものとする。

(2) (略)

3 (略)

第5 本事業の推進体制

事業費助成型の助成団体は、本事業を実施するに当たり、当該助成団体を中心とし、農業委員会、普及指導センター、農業協同組合、市町村、農地中間管理機構等で構成する本事業推進のための協議会を組織し、本事業の円滑な推進に努めるものとする。事業費助成型と併せて一括前払助成型を実施する地区においては、一括前払助成型の助成団体は、事業費助成型の助成団体と協力し、本事業の円滑な推進に努めるものとする。

一括前払助成型のみ実施する地区においては、本事業を実施するに当たり、当該助成団体を中心とし、対象事業の実施主体、農業委員会、普及指導センター、農業協同組合、市町村のメンバーで構成する本事業推進のための協議会を組織し、本事業の円滑な推進に努めるものとする。

第6 その他

1・2 (略)

3 要綱第21に基づく農地利用推進事業の実績報告については、別記様式第4号によるものとする。

別紙7 (地域生産基盤保全強化支援事業に係る運用)

第1 定義

この運用における定義は、次のとおりとする。

(2) (略)

3 (略)

第5 本事業の推進体制

事業費助成型の助成団体は、本事業を実施するに当たり、当該助成団体を中心とし、農業委員会、地域農業改良普及センター、農業協同組合、市町村、農地中間管理機構等で構成する本事業推進のための協議会を組織し、本事業の円滑な推進に努めるものとする。事業費助成型と併せて一括前払助成型を実施する地区においては、一括前払助成型の助成団体は、事業費助成型の助成団体と協力し、本事業の円滑な推進に努めるものとする。

一括前払助成型のみ実施する地区においては、本事業を実施するに当たり、当該助成団体を中心とし、対象事業の実施主体、農業委員会、地域農業改良普及センター、農業協同組合、市町村のメンバーで構成する本事業推進のための協議会を組織し、本事業の円滑な推進に努めるものとする。

第6 その他

1・2 (略)

3 要綱第19に基づく農地利用推進事業の実績報告については、別記様式第4号によるものとする。

(新設)

1 「担い手」とは、実施要領第5に定めるもの（実施要領第5の3に定めるものを除く。）のほか、以下のいずれかに該当するものとすることができるものとする。

（1）地域計画（基盤強化法第19条に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（基盤強化法第19条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。）、市町村の基本構想（基盤強化法第6条第1項に定める基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者）

（2）都道府県知事が必要と認める場合には、次のいずれかに該当するもの

① 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第19条に基づき環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた者

② 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和40年農林省令第43号）第19条第2号又は第43条第2号に該当する者

③ 野菜の産地強化計画の策定について（平成13年11月16日付け13生産第6379号農林水産省生産局長通知）第1に規定する産地強化計画に位置付けられた者

④ 果樹産地構造改革計画について（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）第2の1の（3）に規定する果樹産地構造改革計画に担い手の考え方として記載される内容に該当する農業者

⑤ 環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3

月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知） 1の
（2）による農業環境規範に基づく点検を実施する作物の生産
又は家畜の飼養・生産を行う認定農業者

2 「経営等農用地」とは、所有権、賃借権その他の使用及び収益を
目的とする権利を有する（農業経営委託を受ける場合を含む。）農
用地又は農作業受託により農作業を行っている農用地をいう。

3 「担い手農地利用集積率」とは、保全強化支援計画（要綱第17の
2の計画をいう。以下同じ。）に定める事業地区の受益面積に占め
る担い手の経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22
経営第7133号農林水産事務次官依命通知）Ⅳの第1の1の（3）の
②のアの（イ）に定める生産予定面積又は担い手の経営等農用地の
合計面積の割合をいう。

第2 土地改良区等

土地改良区が設立されていない事業地区で市町村が保全強化支援
計画の申請を行う場合、要綱第3の1の（7）の土地改良区等と
は、土地改良区又は保全強化支援計画に定められた借入主体をい
う。

第3 保全強化支援事業の対象となる事業及び負担金

1 要綱第3の1の（7）の農村振興局長が定める土地改良事業等
（以下「対象事業」という。）とは、次に掲げる事業とする。

（1）国営土地改良事業

（2）独立行政法人水資源機構事業

（3）国の補助を受けて実施された土地改良事業

（4）国の補助を受けないで実施された土地改良事業であって、

(1) から (3) までの事業を補完し、かつ、一体的に実施されていると認められる事業

2 要綱第3の2の(1)の農村振興局長が定める負担金のうち、保全強化支援事業（要綱第3の1の(7)の事業をいう。以下同じ。）に係る負担金とは、次に掲げるものとする。ただし、担い手育成農地集積事業（経営体育成促進事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2431号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）の対象となる事業を除くものとする。

(1) 国営土地改良事業の受益者負担金

(2) 独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金

(3) 国の補助を受けて実施された土地改良事業の受益者負担金

(4) その他土地改良事業に要する経費に充てるための借入れに係る償還金

第4 事業地区の要件

要綱第3の1の(7)の農村振興局長が定める要件は、保全強化支援計画で定める目標年度までに、次に掲げる要件のいずれかを満たすことが確実と見込まれること。

(1) 担い手農地利用集積率が、次の①から⑤までのとおり増加すること。

① 対象事業の採択時における担い手農地利用集積率が80パーセント未満のときは、10ポイント以上増加すること。ただし、担い手農地利用集積率が10ポイント以上増加する場合にあっても、目標年度における担い手農地利用集積率が60パーセント未満となる場合には採択しない。

なお、目標年度における担い手農地利用集積率が8割以上と

なり、かつ、5ポイント以上増加する場合及び、受益面積3,000ヘクタール以上の地区で、目標年度における担い手農地集積率が50パーセント以上となり、かつ、5ポイント以上増加する場合においては、この限りではない。

② 対象事業の採択時における担い手農地利用集積率が80パーセント以上90パーセント未満であるときは、5ポイント以上増加すること。

③ 対象事業の採択時における担い手農地利用集積率が90パーセント以上95パーセント未満のときは、95パーセント以上となること。

④ 対象事業の採択時における担い手農地利用集積率が95パーセント以上のときは、事業の実施により担い手への利用集積が見込まれること。

⑤ 対象事業の採択時における担い手農地利用集積率が100パーセントのときは、これを維持すること。

(2) 高収益作物の生産額がおおむね20%以上増加すること。

(3) 輸出事業計画の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）に基づき認定された輸出事業計画との連携が図られること。

(4) 先端的な技術を活用した生産方式との適合が図られること。

第5 保全強化支援事業

1 保全強化支援計画の作成

保全強化支援計画の作成は、次によるものとし、その様式は、別記様式第1号によるものとする。

(1) 保全強化支援計画の作成に当たって、土地改良区は、あらかじめ

め市町村、農業委員会その他関係機関の意見を聴くものとする。

市町村が同計画を作成する場合も同様とする。

- (2) 土地改良区が保全強化支援計画を作成しようとする事業地区内に、他の土地改良区の区域が含まれる場合には、当該土地改良区の間で協議調整の上、計画を作成するものとする。

2 保全強化支援計画の申請

- (1) 土地改良区又は市町村は、保全強化支援計画の認定を申請するに当たっては、地域内の受益者の同意を得るものとする。

- (2) 要綱第17の2により土地改良区又は市町村が公募団体（要綱第2の公募団体をいう。以下同じ。）に行う保全強化支援計画の認定の申請は、対象事業の償還を行う年度の9月末日までに行うものとする。

3 事業地区の設定

保全強化支援計画において定める事業地区は、原則として対象事業地区とするが、これによりがたい場合は、対象事業地区の中から農家負担、土地改良区の範囲及び市町村の範囲を勘案して設定する。

4 農林水産省への報告

公募団体は、要綱第17の3の（5）（要綱第17の3の（7）で準じて取り扱う場合を含む。）の通知に併せて、認定の内容を農村振興局長に報告するものとする。

第6 事業の管理等

1 事業の要件達成報告

- (1) 土地改良区又は市町村は、第4に掲げる要件を達成したときは、公募団体に要件達成の報告を行うものとする。

(2) 公募団体は、土地改良区又は市町村から(1)の報告があったときは、都道府県知事にその旨を通知し、都道府県知事の承認を受けるものとする。

(3) 公募団体は、(2)の都道府県知事の承認を受けた後、農村振興局長に要件達成の報告を行うものとする。

2 事業の要件を達成できない場合の措置

(1) 土地改良区又は市町村は、要件を達成することが困難と見込まれる場合にあっては、速やかに公募団体に報告するものとする。
公募団体は、当該報告を受けたときは、都道府県に対しその旨を通知するものとする。

(2) 公募団体及び都道府県は、(1)の通知があったときは、要綱第17の3の手續に準じて取り扱い、要件を満たさないと認められるときは、公募団体は、土地改良区等への保全強化支援事業を打ち切るものとし、その旨を土地改良区等に通知する。

(3) 土地改良区又は市町村から保全強化支援計画に定める目標年度までに1の(1)の要件達成の報告がない場合についても、公募団体は、土地改良区等への保全強化支援事業を打ち切るものとし、その旨を土地改良区等に通知する。

(4) 公募団体は、(2)又は(3)の通知を行った場合には、農村振興局長にその旨を報告するものとする。

第7 助成額の限度

要綱第18の2の助成額は、対象地区における受益者負担金の償還利子相当額の6分の5を超えることができないものとする。

第8 都道府県の指導等

要綱第20の2の（1）に基づき、都道府県は土地改良区又は市町村に対し次に掲げる指導を行うものとする。

- 1 保全強化支援事業の実施状況についての確認及び報告
- 2 土地改良区等への農用地の利用集積等に関する助言及び指導

第9 保全強化支援事業の推進体制

土地改良区又は市町村は、保全強化支援事業を実施するに当たり、当該土地改良区等を中心とし、農業委員会、普及指導センター、農業協同組合、市町村等のメンバーで構成する保全強化支援事業推進のための協議会を組織し、当該保全強化支援事業の円滑な推進に努めるものとする。

第10 その他

要綱第21に基づく保全強化支援事業の実績の報告については、別記様式第2号によるものとする。

別記様式第1号

（新設）

都道府県名	
当初認定年度	
認定地区番号	

地域生産基盤保全強化支援計画

〇 〇 地 区

(第 〇 回変更)

〇〇年〇〇月

申請主体 ()

借入主体 ()

※借入主体（借入主体が複数ある場合はその代表者を記載するものとする。）

〇〇地区 地域生産基盤保全強化支援計画

1. 対象となる土地改良事業等の概要

都道府 県名	市町 村名	地区名	対象 事業名	着工 年度	完了 年度	目標 年度	受益 面積 (ha)	受益 戸数 (戸)	総事業費 (千円)	土地改良区 等負担額 (千円)

注：目標年度は完了年度から4年目以内又は地域生産基盤保全強化支援事業の着手から5年目以内とする。

2. 地域生産基盤保全強化支援事業の概要

(1) 償還計画

借入主体	総償還額 (千円) A	償還利息額 (円) B	償還利息額に占める 助成限度額 $C = B \times 5/6$	受益 面積 (ha)	受益 戸数 (戸)

合 計					

注：借入主体が複数ある場合は借入主体ごとに記載する。

総償還額には償還利息額を含めない。

(2) 助成金交付計画

年度	年 償 還 額 (円)	う ち 利 息 相 当 額	本 事 業 に よ る 助 成 予 定 額
年 度			
年 度			
年 度			
合 計			

注：借入主体が複数ある場合は借入主体ごとに記載する。

(3) 担い手農地利用集積向上計画

	受益面積 (ha) ①	担い手経営等 農用地面積 (ha) ②	担い手農地 利用集積率 (%) ③=②/①	備 考
採択時 (○年度)				
目標年度 (○年度)				

(4) 高収益作物生産額向上計画

	採択時 (○年度) ①	目標年度 (○年度) ②	③=②/① ×100	備 考
高収益作物生産額	千円	千円	%	

(5) 輸出事業計画連携計画

認定輸出事業者名	輸出事業実施期間	輸出品目 (産地のエリア)	連携の概要
	○年度～○年度	○○ (○○市○○)	

(6) 先端的な技術を活用した生産方式との適合に関する計画

対象事業におけるスマート農業技術の導入等に資する取組

3. 推進体制

協議会名	
設立日	
代表者	
構成メンバー	

4. その他

別記様式第2号

○○年度 地域生産基盤保全強化支援事業実績報告書

(新設)

1 ○○年度地域生産基盤保全強化支援事業認定状況

(単位：地区数)

都道府県名	新規 ①	継続 ②	完了 ③	全体 ④=①+②+③	変更
			()		()

注：完了欄、変更欄の（ ）内には当該年度の地区数を内数として記入する。

2 ○○年度地域生産基盤保全強化支援事業実施状況

(単位：円、地区数)

都道府県名	助成額	助成累積額	助成地区数	備考

附 則

- この通知は、令和7年4月1日から施行する。
- 令和7年度における保全強化支援計画の認定申請書の提出期限は、別紙7の第5の2の規定にかかわらず、令和7年12月末日とする。